

受動喫煙防止対策実施状況調査

報 告 書

平成24年1月

新潟県福祉保健部

目 次

I 調査の概要	1
II 調査結果	7
III 調査票	27
IV 資料	33
・受動喫煙防止対策について（健発 0225 第 2 号 平成 22 年 2 月 25 日 厚生労働省健康局長通知）	
・禁煙・分煙宣言施設登録制度実施要領	

I 調査の概要

1 受動喫煙防止対策実施状況調査の概要

(1) 調査目的

健康増進法では、多数の者が利用する施設の管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めることが義務付けられていることから、県内の官公庁、公共施設及び病院、学校等における受動喫煙防止対策の実施状況や今後の予定を把握し、健康にいがた 21 実行計画の重点目標である公共の場における禁煙・分煙の徹底の対策推進の基礎資料とする。

(2) 調査対象施設

公立施設（国・県・市町村立施設）、私立病院、私立児童福祉施設及び私立学校

施設番号	施設分類	対象施設 (ゴシック部分は、平成 22 年度調査から対象とした施設)
1	保健施設	市町村保健センター
2	医療機関	病院等
3	児童福祉施設	保育所、児童館等
4	文化施設 教育施設（学校除く）	文化会館、市民会館、公民館、図書館、美術館、博物館、資料館等
5	体育施設	体育館、体育施設の管理事務所等
6	社会福祉施設	老人福祉施設、身体障害者・知的障害者福祉施設 精神障害者社会復帰施設等
7	公衆浴場	日帰り温泉施設
8	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校等
9	官公庁	国の機関 県庁、県地域機関、警察施設、その他上記のいずれにも該当しない県立施設（※） 市町村役所・役場、市町村支所・出張所

※ 次の施設は対象に含まれない。

- ・住宅用施設
- ・人の滞在を前提としない施設（倉庫など）
- ・屋外施設（ただし、屋外競技場や公園の管理事務所などは、調査対象に含まれる。）

(3) 調査方法

調査票を送付し、電子メール、FAX、郵送により回収。

(4) 調査内容

- ア 施設内における受動喫煙防止対策実施状況
- イ 今度の対策充実の予定
- ウ 受動喫煙防止対策に関する意見

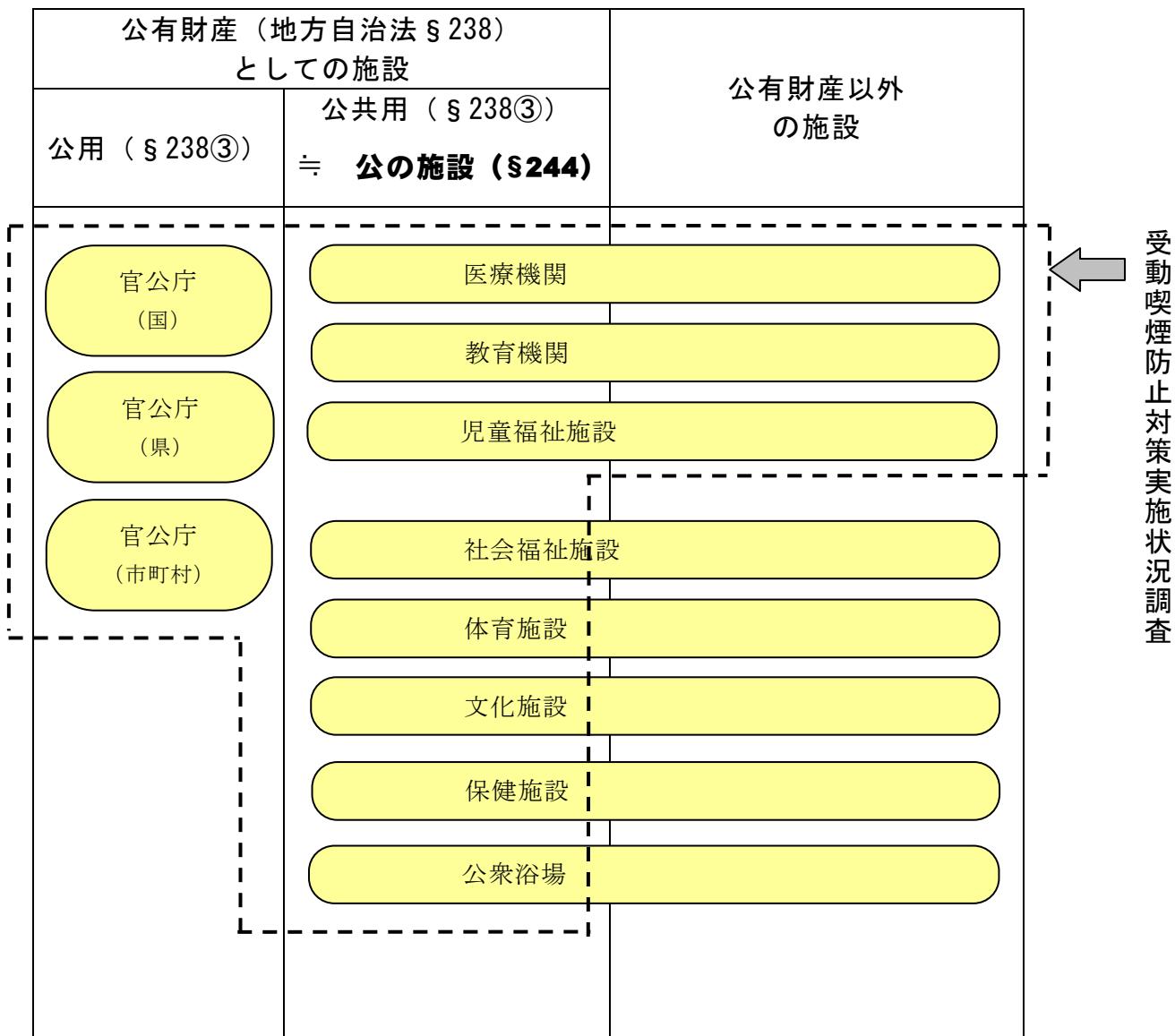
(5) 調査基準日

平成 23 年 1 月 1 日

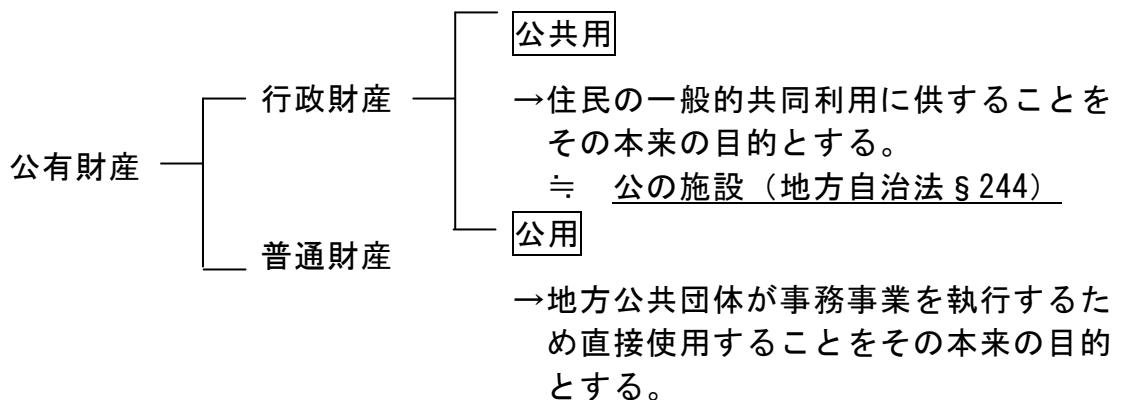
(6) 回収率

89.7% （配布数 3,807 件、回収数 3,413 件）

健康増進法第25条「多数の者が利用する施設」



＜参考＞公有財産の区分



2 用語解説

【受動喫煙】

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

喫煙者本人が吸い込む煙（主流煙）よりも喫煙者が持ったたばこの先から立ち上る煙（副流煙）の方が有害物質を多く含んでおり、それを周囲の人が吸い込むことによって健康に悪影響を及ぼすことが研究報告で指摘されている。

【敷地内禁煙】

施設及び施設が存する敷地内全てにおいて喫煙を禁止している状態。（本調査における敷地内禁煙の定義）

【施設内禁煙】

施設内全てにおいて喫煙を禁止している状態。（本調査における施設内禁煙の定義）

なお、屋上、ベランダ等屋外スペースは、施設内には含まれない。

【完全分煙】

次の3つの要件をすべて満たして分煙している状態。（本調査における完全分煙の定義）

- (1) 施設内に喫煙室を設置し、喫煙室内でのみ喫煙を許可している。（施設内のその他の場所では禁煙としている。）
- (2) 喫煙室において、たばこの煙を屋外に排出するために十分な排気風量（※）を有する排気装置（換気扇、天井排気装置）を設置している。
※ 十分な排気風量とは、喫煙室の出入り口において非喫煙場所から喫煙室へ向かう $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上の空気の流れをつくるために必要な排気風量であり、具体的には、排気装置の排気風量 ($\text{m}^3/\text{分}$) がドアや入り口などの開口面積 (m^2) $\times 0.2$ (m/s) $\times 60$ (秒) よりも大きい状態をいう。
- (3) 喫煙室の出入り口において、新鮮な空気の取り入れができるよう配慮した開口面を設けている。

【不完全分煙】

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域（喫煙コーナー）等を設置して分煙している状態。（本調査における不完全分煙の定義）

なお、完全分煙の要件に満たない喫煙室を設けての分煙は、不完全分煙に含む。

【喫煙室】

独立した部屋又は独立した部屋でなくとも非喫煙場所と境界において出入り口以外は完全に仕切られており、たばこの煙を屋外に排出するために十分な排気風量を有する排気装置（換気扇、天井排気装置）を設置している区画。

【健康増進法】

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善、その他健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とした法律。

平成 14 年 8 月策定、平成 15 年 5 月 1 日施行され、第 25 条に「受動喫煙の防止」を規定している。

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

【禁煙・分煙宣言施設登録制度】

多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙による健康被害やそれを防止するために必要な知識を普及啓発するとともに、積極的に効果の高い措置に取り組む施設を登録して講評することにより、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策を促進し、もって、喫煙による健康被害のない環境づくりを促進することを目的として平成 16 年度に定められた制度。

II 調査結果

1 受動喫煙防止対策の実施状況

(1) 回答内容

- ・全体の 99.0%が禁煙（敷地内禁煙または施設内禁煙）もしくは分煙（完全分煙または不完全分煙）を実施している。
- ・禁煙または完全分煙を実施している施設は、全体の 84.5%。

調査を行った施設のうち、受動喫煙防止対策としてもっとも多く実施されているのは「敷地内禁煙」（全体の 47.0%）であり、「敷地内禁煙」を実施している割合が高い施設として「幼稚園、小学校、中学校、高校等」（82.3%）や「児童福祉施設」（80.3%）などが挙げられる。

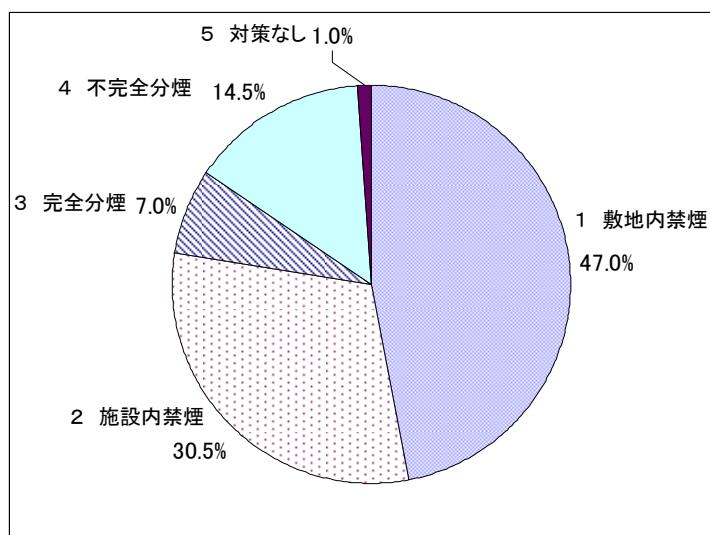
一方、受動喫煙防止対策としての分煙を実施している割合は、完全分煙で 7.0%、不完全分煙で 14.5%である。

【問1】現在実施している受動喫煙防止対策の内容 (n=3,413)

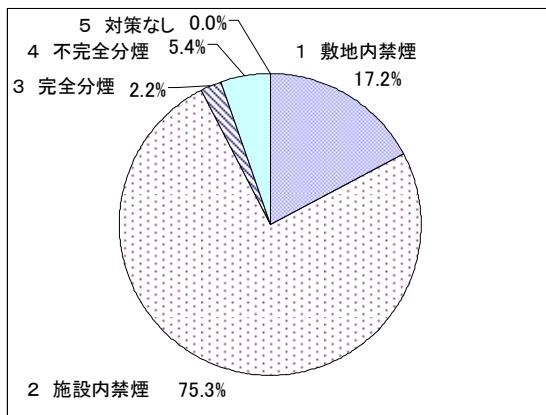
問 1	受動喫煙 防止対策 の状況	1 保健施設	2 医療機関	3 児童福祉施設	4 文化、教育 施設	5 体育施設	6 社会福祉施設	7 公衆浴場	8 学校	大学 専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	9 官公庁	国の機関	県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所 支所・出張所	警察施設	合計
実 数	1 敷地内禁煙	16	53	541	28	7	30	3	912	21	891	13	0	5	8	0	1,603
	2 施設内禁煙	70	38	117	203	81	159	15	190	25	165	168	1	55	83	29	1,041
	3 完全分煙	2	17	7	9	5	39	25	35	13	22	99	9	34	52	4	238
	4 不完全分煙	5	9	3	9	4	36	17	9	7	2	404	5	20	30	349	496
	5 対策なし	0	0	6	3	1	15	0	3	0	3	7	0	7	0	0	35
合計		93	117	674	252	98	279	60	1149	66	1083	691	15	121	173	382	3,413

問 1	受動喫煙 防止対策 の状況	1 保健施設	2 医療機関	3 児童福祉施設	4 文化、教育 施設	5 体育施設	6 社会福祉施設	7 公衆浴場	8 学校	大学 専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	9 官公庁	国の機関	県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所 支所・出張所	警察施設	合計
割 合	1 敷地内禁煙	17.2	45.3	80.3	11.1	7.1	10.8	5.0	79.4	31.8	82.3	1.9	0.0	4.1	4.6	0.0	47.0
	2 施設内禁煙	75.3	32.5	17.4	80.6	82.7	57.0	25.0	16.5	37.9	15.2	24.3	6.7	45.5	48.0	7.6	30.5
	3 完全分煙	2.2	14.5	1.0	3.6	5.1	14.0	41.7	3.0	19.7	2.0	14.3	60.0	28.1	30.1	1.0	7.0
	4 不完全分煙	5.4	7.7	0.4	3.6	4.1	12.9	28.3	0.8	10.6	0.2	58.5	33.3	16.5	17.3	91.4	14.5
	5 対策なし	0.0	0.0	0.9	1.2	1.0	5.4	0.0	0.3	0.0	0.3	1.0	0.0	5.8	0.0	0.0	1.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

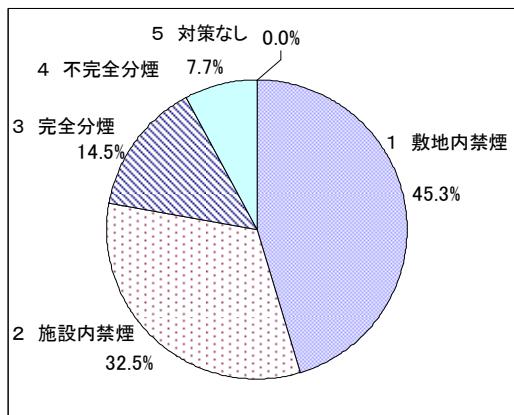
[合計]



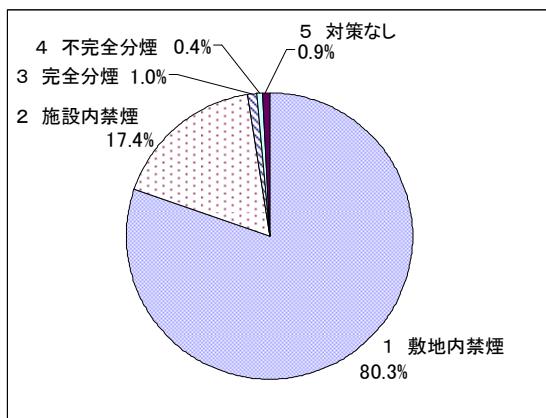
[保健施設]



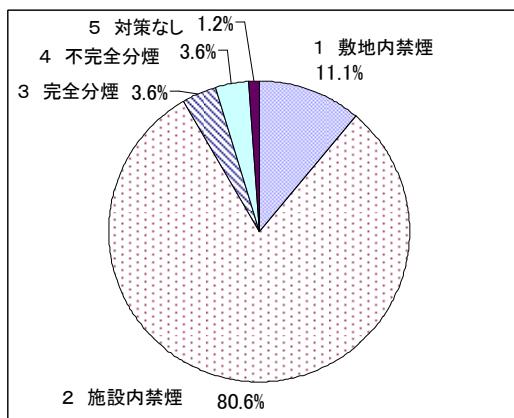
[医療機関]



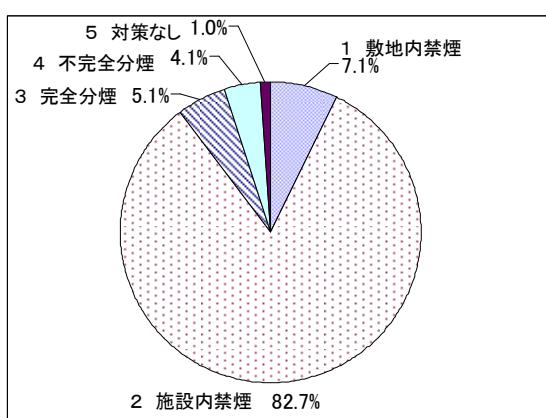
[児童福祉施設]



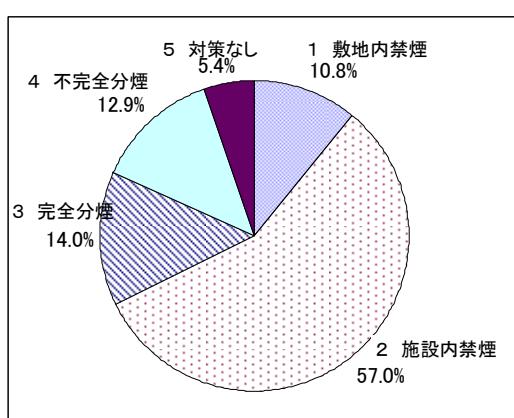
[文化、教育施設]



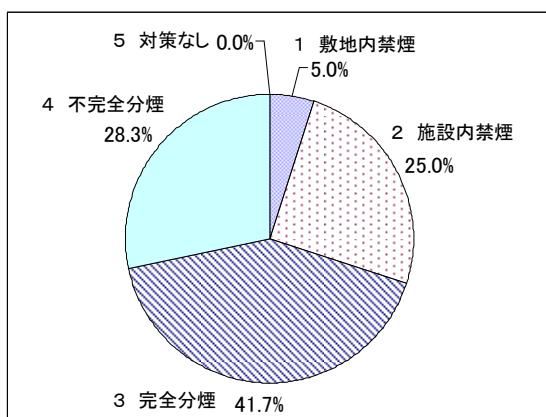
[体育施設]



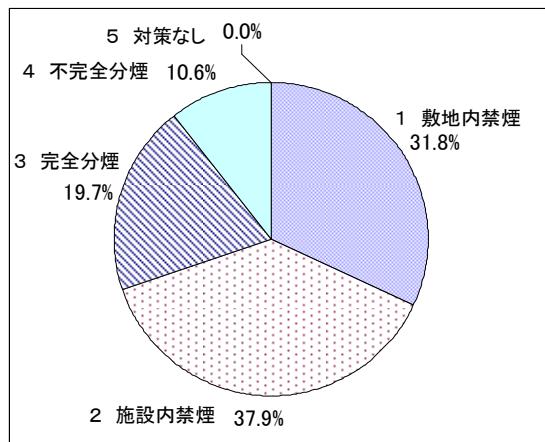
[社会福祉施設]



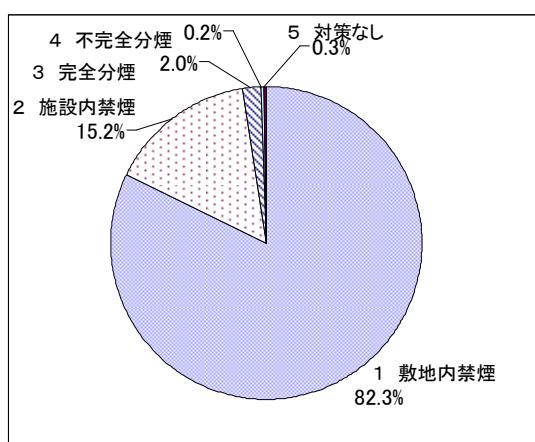
[公衆浴場]



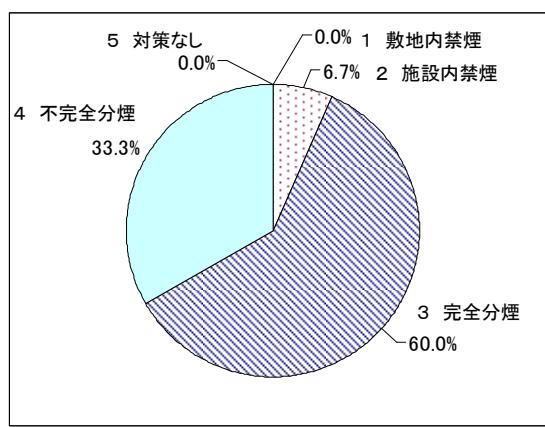
[大学・専門学校]



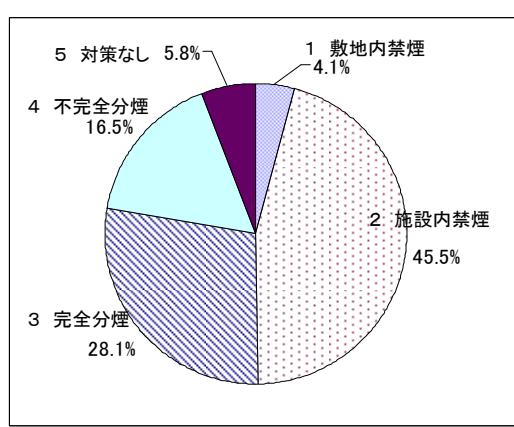
[幼稚園、小学校、中学校、高校等]



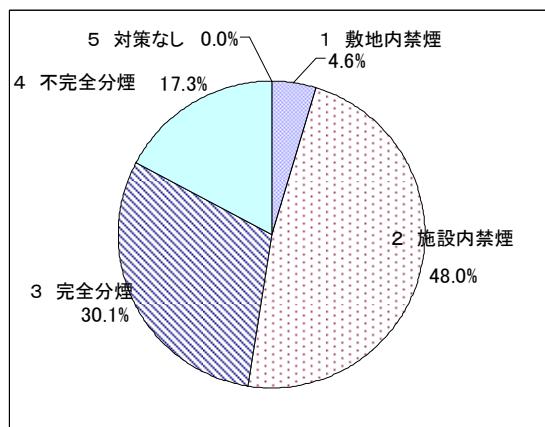
[国の機関]



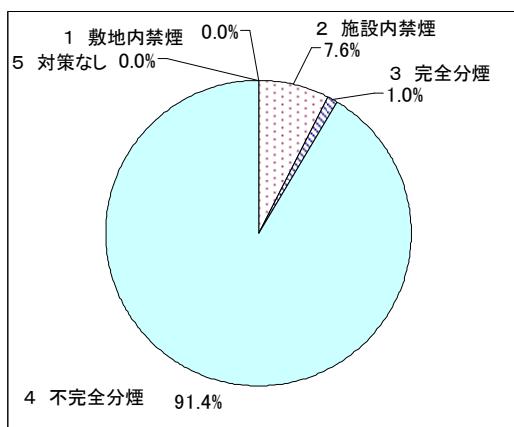
[県庁、県地域機関]



[市町村役場・役所、支所等]



[警察施設]



(2) 平成 19 年度調査との比較 (※)

- ・禁煙（敷地内禁煙又は施設内禁煙）を実施している施設の割合が増加した。
- ・分煙（完全分煙又は不完全分煙禁煙）及び対策なしの施設の割合は減少した。

禁煙を実施している施設について、平成 19 年度と平成 22 年度を比較すると、施設内禁煙は 3.6 ポイント増加 (H19 : 39.9%→H22 : 43.5%) している一方、敷地内禁煙は 10.1 ポイント (H19 : 26.5%→H22 : 36.6%) しており、施設内禁煙より敷地内禁煙の増加率が高い。

また、分煙を実施している施設では、平成 19 年度では完全分煙 (14.6%) より不完全分煙 (15.4%) の方が多かったが、平成 22 年度では完全分煙 (10.9%) より不完全分煙 (7.4%) の方が少ない。

※平成 19 年度調査には、「幼稚園、小学校、中学校、高校等」及び「警察施設」が含まれていないため、平成 22 年度調査から当該施設を除いたサンプルで比較した。

[平成 22 年度調査結果]

実数		保健施設	1 医療機関	2 児童福祉施設	3 文化、教養施設	4 体育施設	5 社会福祉施設	6 公衆浴場	7 学校	8 大学専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	9 官公庁	国の機関	県 地域機関	市町村役場 市町村役場支所・出張所	警察施設	合計
																	幼稚園等及び警察施設を除く
	1 敷地内禁煙	16	53	541	28	7	30	3	912	21	891	13	0	5	8	0	712
	2 施設内禁煙	70	38	117	203	81	159	15	190	25	165	168	1	55	83	29	847
	3 完全分煙	2	17	7	9	5	39	25	35	13	22	99	9	34	52	4	212
	4 不完全分煙	5	9	3	9	4	36	17	9	7	2	404	5	20	30	349	145
	不完全分煙	5	9	3	9	4	36	17	9	7	2	404	5	20	30	349	145
	空気清浄機設置	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	時間帯禁煙	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	5 対策なし	0	0	6	3	1	15	0	3	0	3	7	0	7	0	0	32
	合計	93	117	674	252	98	279	60	1,149	66	1,083	691	15	121	173	382	1,948

割合		保健施設	1 医療機関	2 児童福祉施設	3 文化、教養施設	4 体育施設	5 社会福祉施設	6 公衆浴場	7 学校	8 大学専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	9 官公庁	国の機関	県 地域機関	市町村役場 市町村役場支所・出張所	警察施設	合計
																	幼稚園等及び警察施設を除く
	1 敷地内禁煙	17.2	45.3	80.3	11.1	7.1	10.8	5.0	79.4	31.8	82.3	1.9	0.0	4.1	4.6	0.0	36.6
	2 施設内禁煙	75.3	32.5	17.4	80.6	82.7	57.0	25.0	16.5	37.9	15.2	24.3	6.7	45.5	48.0	7.6	43.5
	3 完全分煙	2.2	14.5	1.0	3.6	5.1	14.0	41.7	3.0	19.7	2.0	14.3	60.0	28.1	30.1	1.0	10.9
	4 不完全分煙	5.4	7.7	0.4	3.6	4.1	12.9	28.3	0.8	10.6	0.2	58.5	33.3	16.5	17.3	91.4	7.4
	不完全分煙	5.4	7.7	0.4	3.6	4.1	12.9	28.3	0.8	10.6	0.2	58.5	33.3	16.5	17.3	91.4	7.4
	空気清浄機設置	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	時間帯禁煙	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	5 対策なし	0.0	0.0	0.9	1.2	1.0	5.4	0.0	0.3	0.0	0.3	1.0	0.0	5.8	0.0	0.0	1.6
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

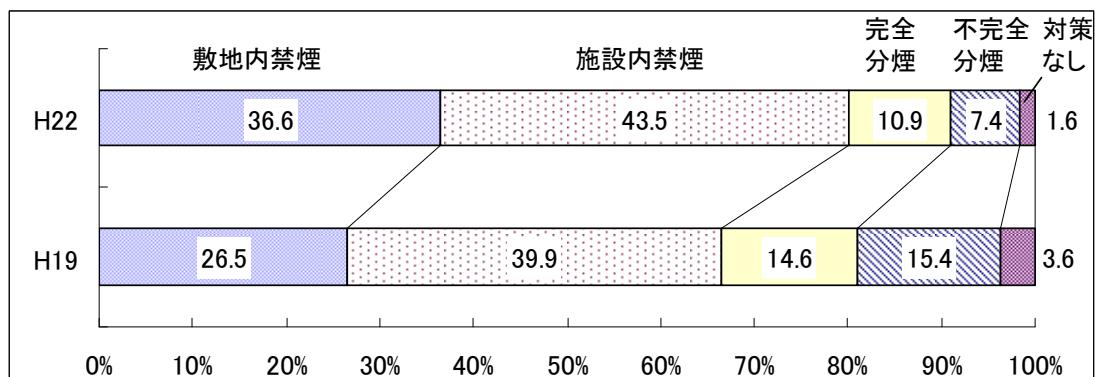
[平成 19 年度調査結果]

実数		保健施設	1 医療機関	2 児童福祉施設	3 文化、教養施設	4 体育施設	5 社会福祉施設	6 公衆浴場	7 学校	8 大学専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	9 官公庁	国の機関	県 地域機関	市町村役場 市町村役場支所・出張所	警察施設	合計
																	幼稚園等及び警察施設を除く
	1 敷地内禁煙	10	25	326	11	0	7	0	17	17	8	0	5	3	/	/	404
	2 施設内禁煙	77	47	108	161	48	74	11	17	17	65	3	31	31	/	/	608
	3 完全分煙	7	29	3	12	4	42	10	18	18	97	11	27	59	/	/	222
	4 不完全分煙	2	16	3	28	9	54	34	12	12	77	8	26	43	/	/	235
	不完全分煙	2	16	3	27	9	47	33	12	12	69	6	25	38	/	/	218
	空気清浄機設置	0	0	0	1	0	7	1	0	0	7	2	1	4	/	/	16
	時間帯禁煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	/	/	1
	5 対策なし	2	1	16	6	3	14	5	3	3	5	0	5	0	/	/	55
	合計	98	118	456	218	64	191	60	67	67	252	22	94	136	/	/	1,524

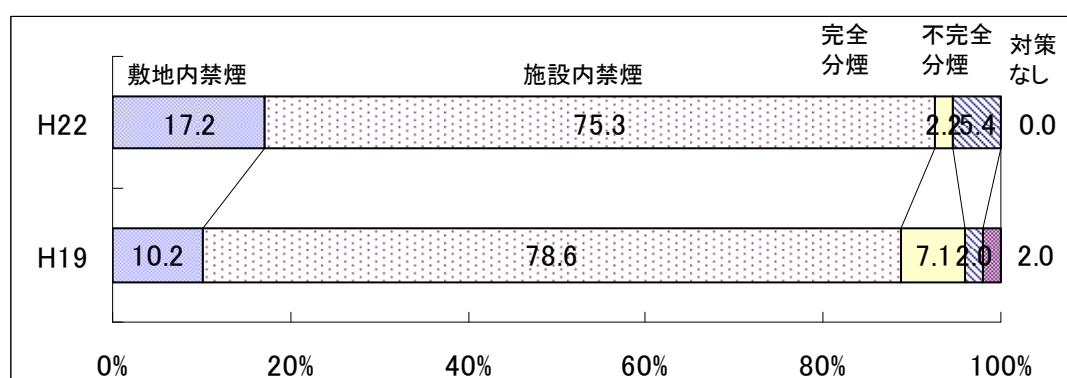
割合		保健施設	1 医療機関	2 児童福祉施設	3 文化、教養施設	4 体育施設	5 社会福祉施設	6 公衆浴場	7 学校	8 大学専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	9 官公庁	国の機関	県 地域機関	市町村役場 市町村役場支所・出張所	警察施設	合計
																	幼稚園等及び警察施設を除く
	1 敷地内禁煙	10.2	21.2	71.5	5.0	0.0	3.7	0.0	25.4	25.4	3.2	0.0	5.3	2.2	/	/	26.5
	2 施設内禁煙	78.6	39.8	23.7	73.9	75.0	38.7	18.3	25.4	25.4	25.8	13.6	33.0	22.8	/	/	39.9
	3 完全分煙	7.1	24.6	0.7	5.5	6.3	22.0	16.7	26.9	26.9	38.5	50.0	28.7	43.4	/	/	14.6
	4 不完全分煙	2.0	13.6	0.7	12.8	14.1	28.3	56.7	17.9	17.9	30.6	36.4	27.7	31.6	/	/	15.4
	不完全分煙	2.0	13.6	0.7	12.4	14.1	24.6	55.0	17.9	17.9	27.4	27.3	26.6	27.9	/	/	14.3
	空気清浄機設置	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	3.7	1.7	0.0	0.0	2.8	9.1	1.1	2.9	/	/	1.0
	時間帯禁煙	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.7	/	/	0.1
	5 対策なし	2.0	0.8	3.5	2.8	4.7	7.3	8.3	4.5	4.5	2.0	0.0	5.3	0.0	/	/	3.6
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/	/	100.0

受動喫煙防止対策実施状況の比較（平成 19 年度－平成 22 年度）

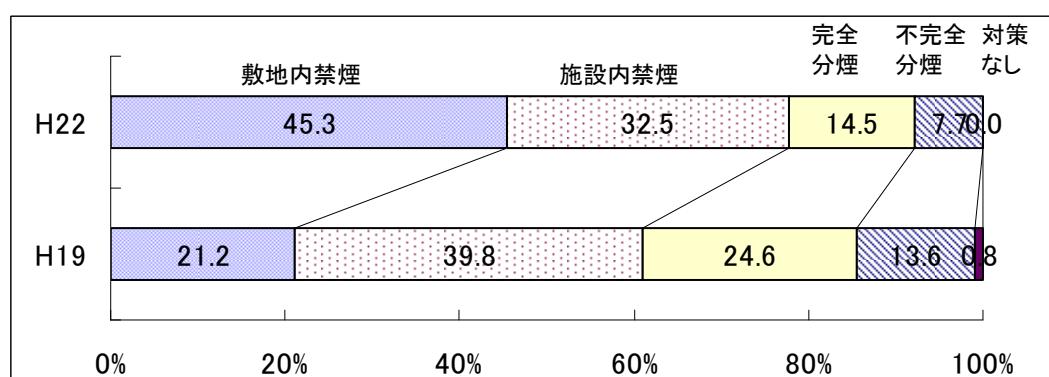
[合計]



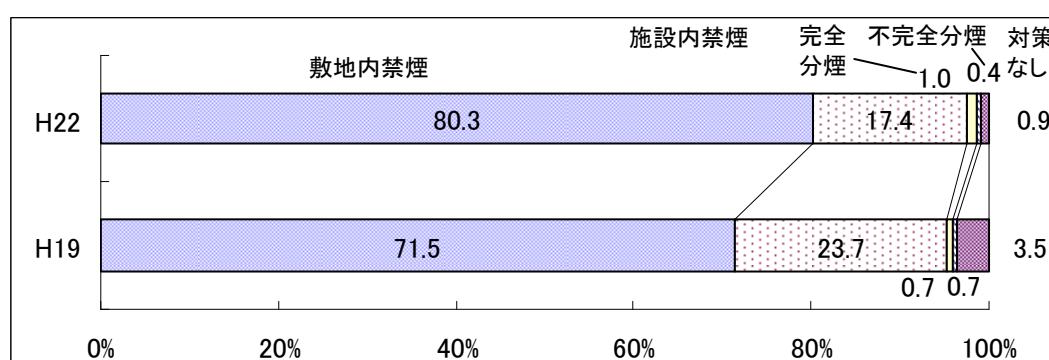
[保健施設]



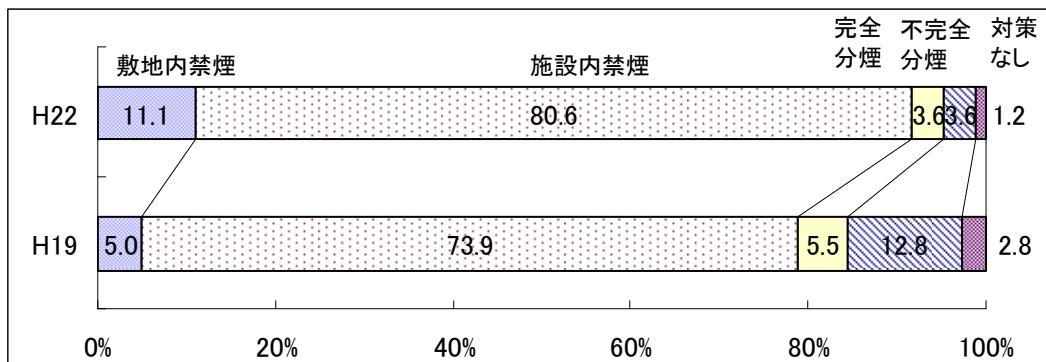
[医療機関]



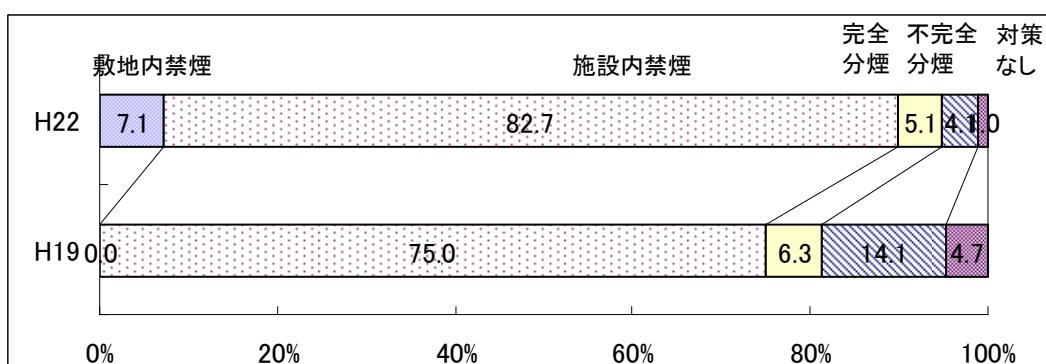
[児童福祉施設]



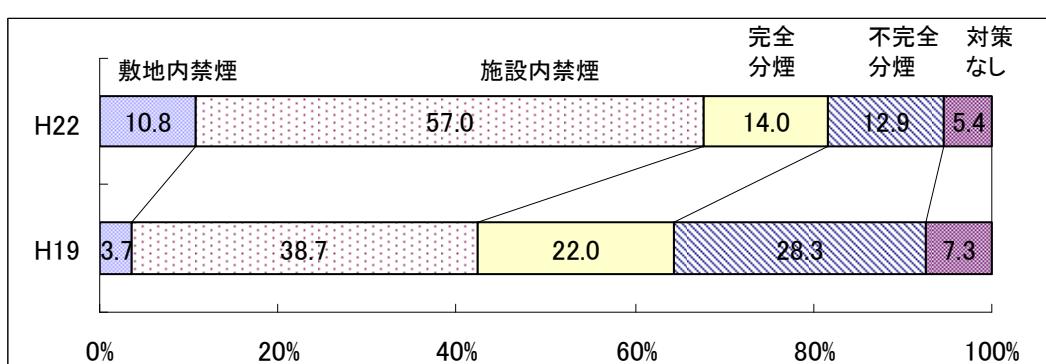
[文化、教育施設]



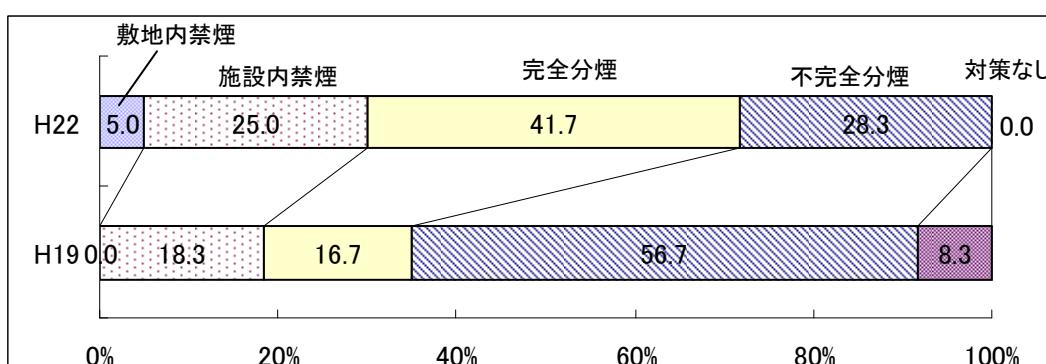
[体育施設]



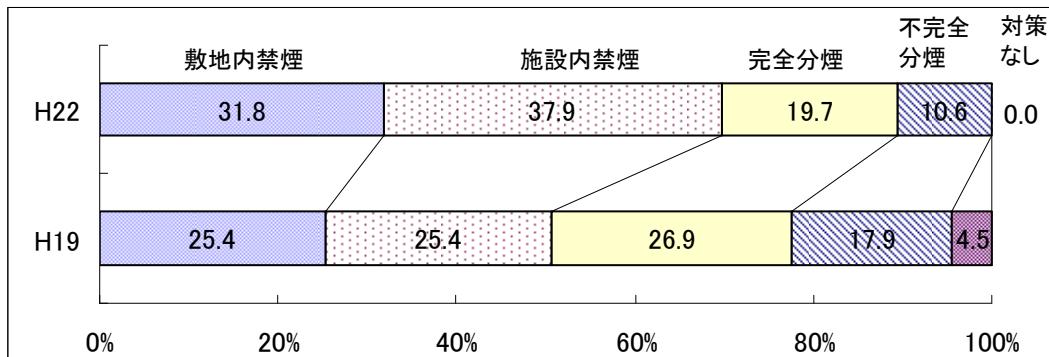
[社会福祉施設]



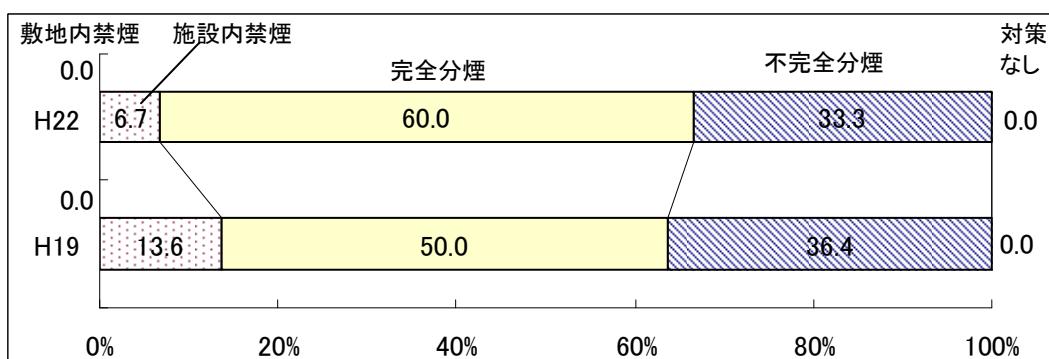
[公衆浴場]



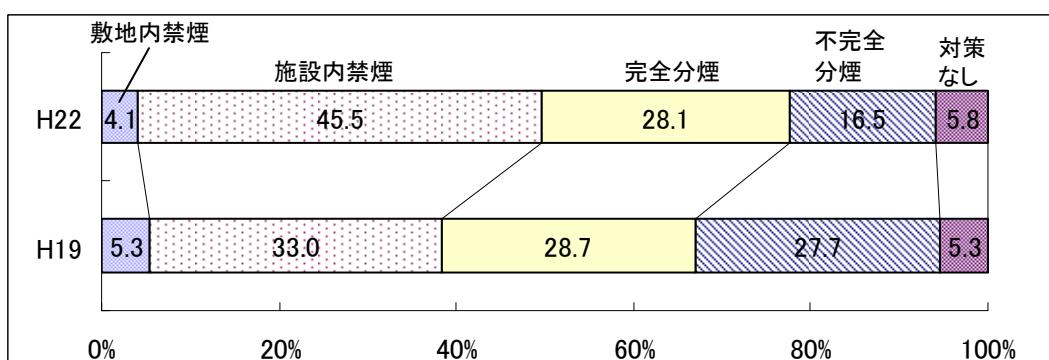
[大学・専門学校]



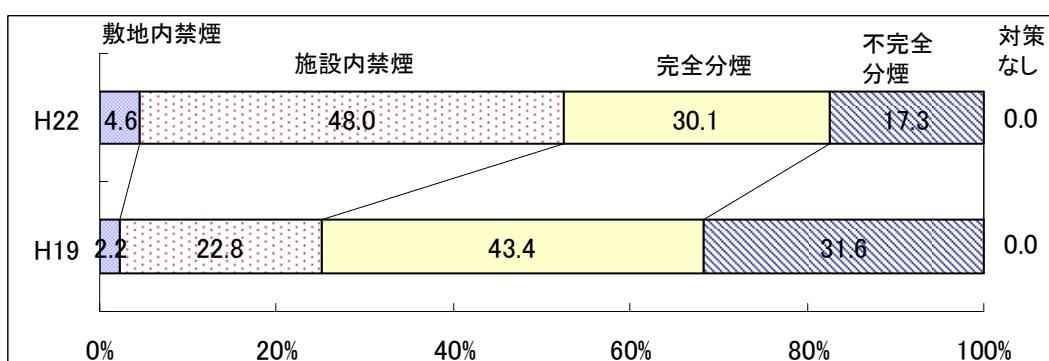
[国の機関]



[県庁、県地域機関]



[市町村役場・役所、支所等]



2 受動喫煙防止対策の今後の予定

(1) 回答内容

分煙（完全分煙又は不完全分煙）及び対策なしと回答した施設のうち、79.2%は「今の状態を継続する」と回答。

現在実施している受動喫煙防止対策として「完全分煙」「不完全分煙」又は「対策なし」と回答した施設のうち、今後の受動喫煙防止対策について「今の状態を継続する」(79.2%)の割合が最も多く、続いて「施設内又は敷地内を禁煙にする」(10.9%)、「わからない、その他」(9.9%)となっている。

このうち、「施設内又は敷地内を禁煙にする」と回答している割合が高い施設として「保健施設」(100.0%)、「幼稚園、小学校、中学校、高校等」(45.8%)、市町村役場、市町村役所、支所・出張所」(45.2%)が挙げられる。

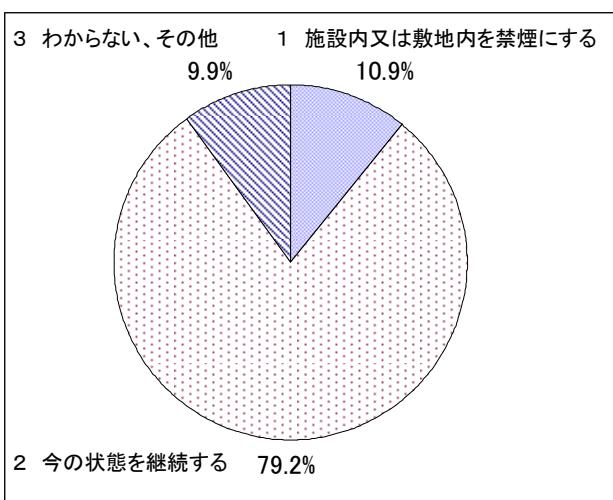
【問2 (1)】受動喫煙防止対策の今後の予定 (n=737※)

問2 (1)	受動喫煙 防止対策の 今後の予定	保健施設	医療機関	児童福祉施設	文化、教育施設	体育施設	社会福祉施設	公衆浴場	学校	大学 専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	官公庁	国の機関	県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所 支所・出張所	警察施設	合計
1 実数	施設内又は敷地内を禁煙にする	2	3	0	2	1	15	8	15	4	11	34	0	0	28	6	80
	今の状態を継続する	0	19	11	9	9	49	29	26	14	12	432	10	46	29	347	584
	わからない、その他	0	4	5	10	0	22	5	3	2	1	24	4	15	5	0	73
合計		2	26	16	21	10	86	42	44	20	24	490	14	61	62	353	737

問2 (1)	受動喫煙 防止対策の 今後の予定	保健施設	医療機関	児童福祉施設	文化、教育施設	体育施設	社会福祉施設	公衆浴場	学校	大学 専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	官公庁	国の機関	県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所 支所・出張所	警察施設	合計
2 割合	施設内又は敷地内を禁煙にする	100.0	11.5	0.0	9.5	10.0	17.4	19.0	34.1	20.0	45.8	6.9	0.0	0.0	45.2	1.7	10.9
	今の状態を継続する	0.0	73.1	68.8	42.9	90.0	57.0	69.0	59.1	70.0	50.0	88.2	71.4	75.4	46.8	98.3	79.2
	わからない、その他	0.0	15.4	31.3	47.6	0.0	25.6	11.9	6.8	10.0	4.2	4.9	28.6	24.6	8.1	0.0	9.9
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※問1で3～5と回答した施設が回答

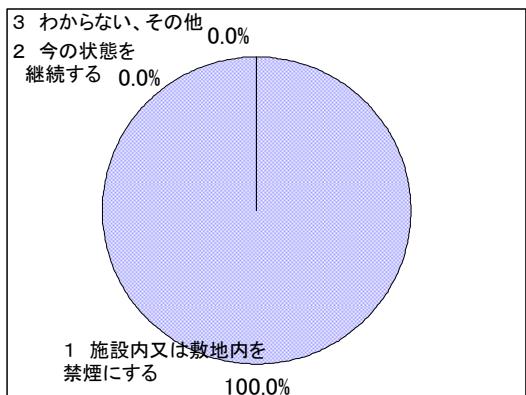
[合計]



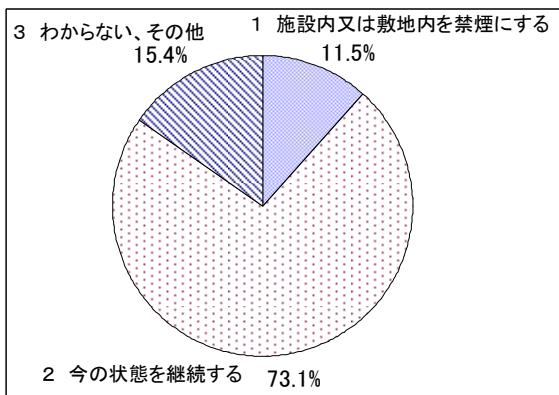
その他の主な内容：

- 特に議論をしていない
- いざれは施設内・敷地内禁煙にしたいと思うが、県や市の動向を見て、検討したいと考えている。
- 自発的な禁煙状態の維持

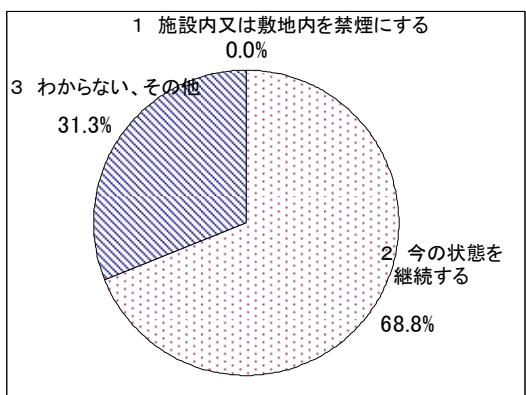
[保健施設]



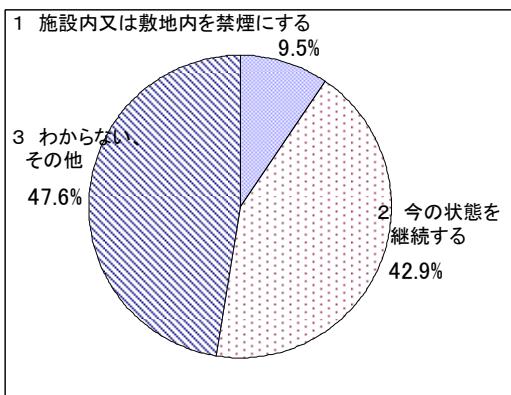
[医療機関]



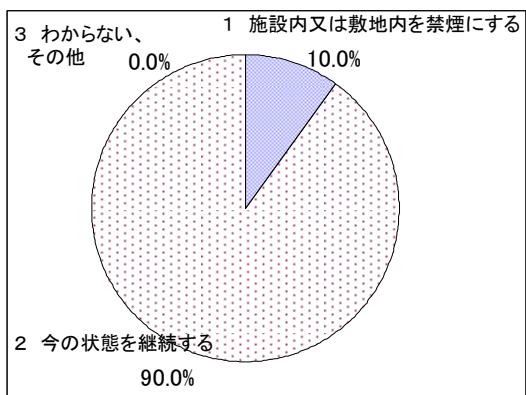
[児童福祉施設]



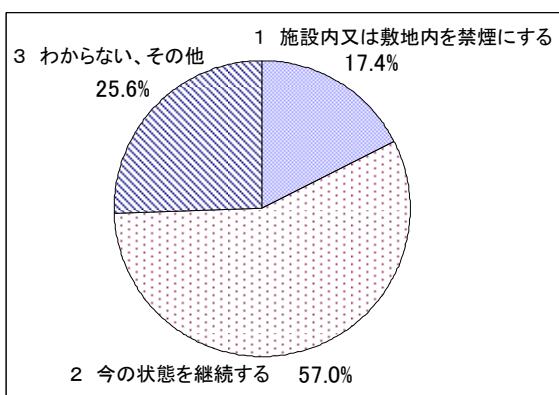
[文化、教育施設]



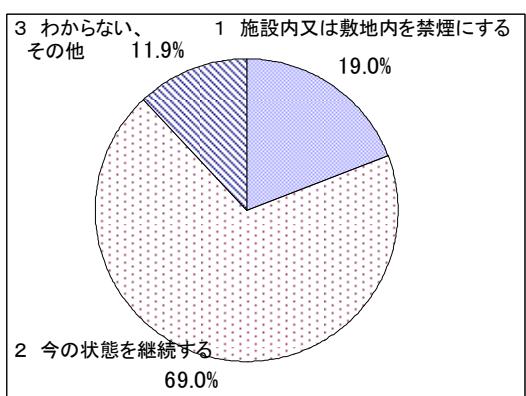
[体育施設]



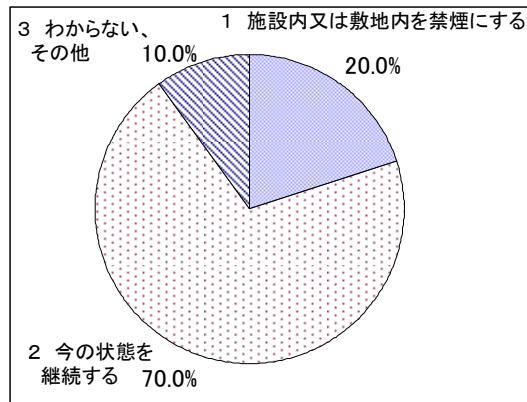
[社会福祉施設]



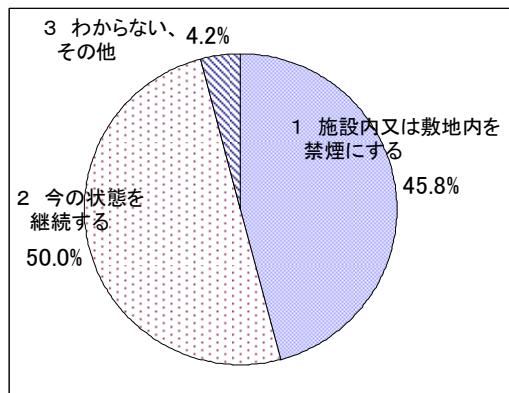
[公衆浴場]



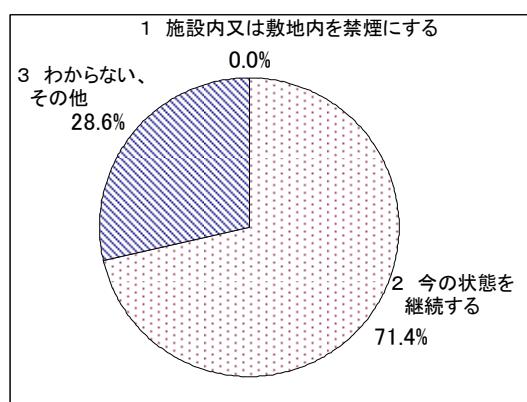
[大学・専門学校]



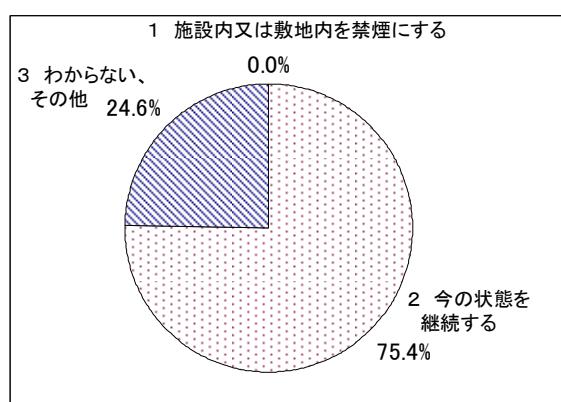
[幼稚園、小学校、中学校、高校等]



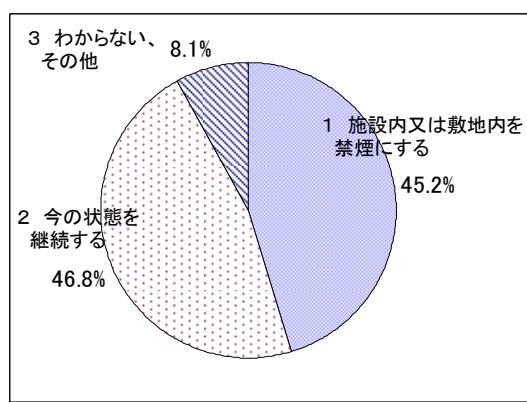
[国の機関]



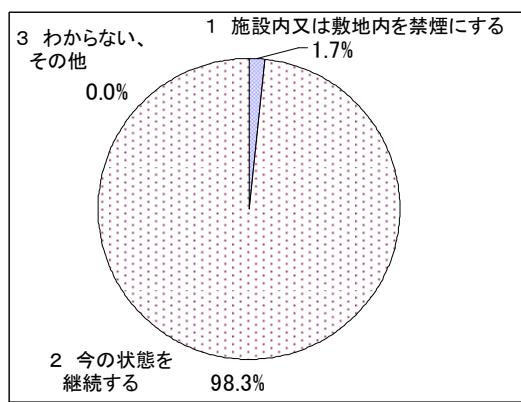
[県庁、県地域機関]



[市町村役場・役所、支所等]



[警察施設]



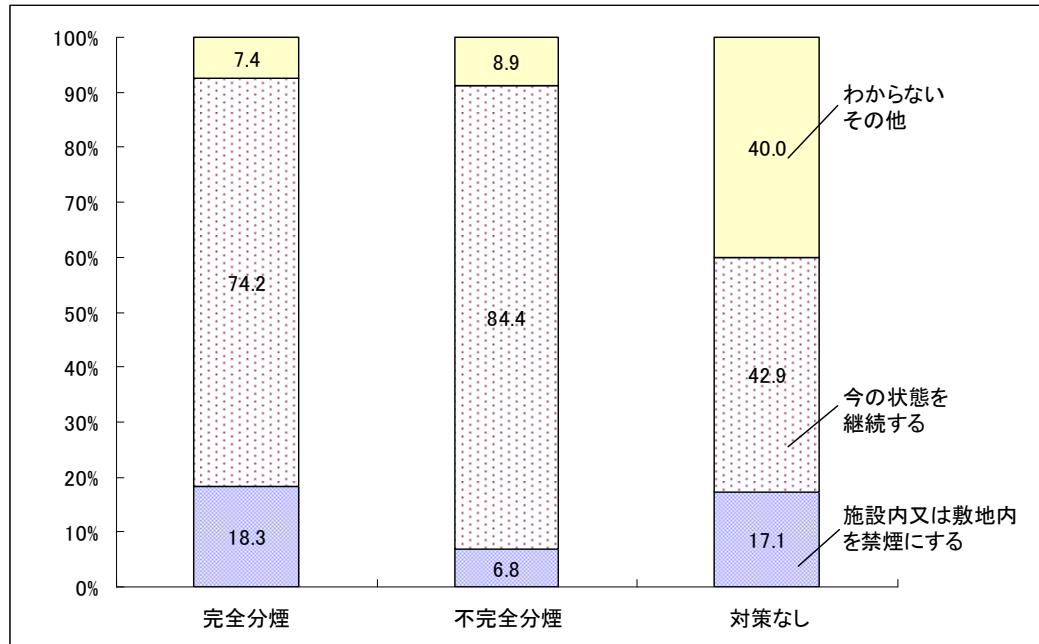
(2) 現在の受動喫煙防止対策の実施状況別に集計した今後の受動喫煙防止対策の予定（問1と問2（1）のクロス集計）

現在、「完全分煙」又は「不完全分煙」を実施している施設の7割以上が「今の状態を継続する」と回答

受動喫煙防止対策の実施状況と今後の予定（問1と問2（1）のクロス集計）

問2(1)	問1			
	完全分煙	不完全分煙	対策なし	
実数	施設内又は敷地内を禁煙にする	42	32	6
	今の状態を継続する	170	399	15
	わからない、その他	17	42	14
	合計	229	473	35

問2(1)	問1			
	完全分煙	不完全分煙	対策なし	
割合	施設内又は敷地内を禁煙にする	18.3	6.8	17.1
	今の状態を継続する	74.2	84.4	42.9
	わからない、その他	7.4	8.9	40.0
	合計	100.0	100.0	100.0



3 今後の受動喫煙防止対策の予定に関する理由（複数回答）

(1) 回答内容

今後の受動喫煙防止対策について、「喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる」と回答した割合が46.7%と最も多い。

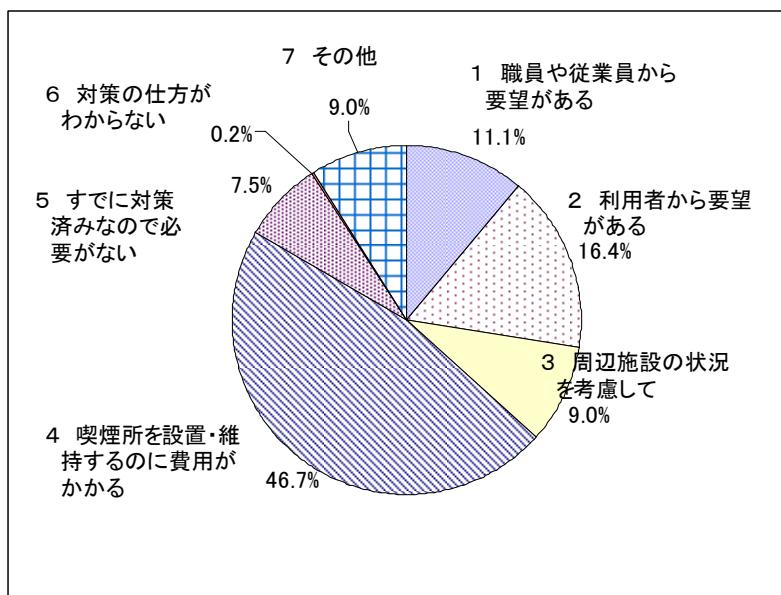
【問2(2)】問2(1)の理由 (n=854※)

実数	問2(1)の理由	1 保健施設	2 医療機関	3 児童福祉施設	4 文化、教育施設	5 体育施設	6 社会福祉施設	7 公衆浴場	8 学校	大学専門学校	幼稚園	官公庁	国の機関	県庁	市町村役場	警察施設	合計
											小学校	中学校	高等学校等				
1	職員や従業員から要望がある	0	8	3	1	0	18	2	19	8	11	44	8	17	19	0	95
2	利用者から要望がある	0	14	1	11	4	39	28	7	5	2	36	4	11	18	3	140
3	周辺施設の状況を考慮して	1	3	2	6	3	16	11	8	5	3	27	2	9	14	2	77
4	喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる	0	2	1	4	2	16	7	3	3	0	364	1	16	2	345	399
5	すでに対策済みなので必要がない	0	2	4	2	1	13	7	3	2	1	32	2	22	5	3	64
6	対策の仕方がわからない	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
7	その他	1	7	8	5	1	18	2	13	3	10	22	2	4	16	0	77
	合計	2	36	20	30	11	120	57	53	26	27	525	19	79	74	353	854

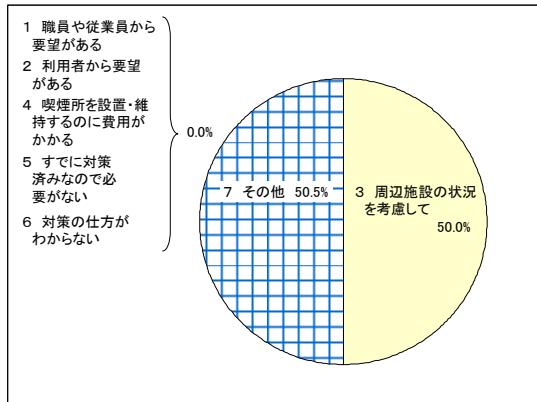
割合	問2(1)の理由	1 保健施設	2 医療機関	3 児童福祉施設	4 文化、教育施設	5 体育施設	6 社会福祉施設	7 公衆浴場	8 学校	大学専門学校	幼稚園	官公庁	国の機関	県庁	市町村役場	警察施設	合計
											小学校	中学校	高等学校等				
1	職員や従業員から要望がある	0.0	22.2	15.0	3.3	0.0	15.0	3.5	35.8	30.8	40.7	8.4	42.1	21.5	25.7	0.0	11.1
2	利用者から要望がある	0.0	38.9	5.0	36.7	36.4	32.5	49.1	13.2	19.2	7.4	6.9	21.1	13.9	24.3	0.8	16.4
3	周辺施設の状況を考慮して	50.0	8.3	10.0	20.0	27.3	13.3	19.3	15.1	19.2	11.1	5.1	10.5	11.4	18.9	0.6	9.0
4	喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる	0.0	5.6	5.0	13.3	18.2	13.3	12.3	5.7	11.5	0.0	69.3	5.3	20.3	2.7	97.7	46.7
5	すでに対策済みなので必要がない	0.0	5.6	20.0	6.7	9.1	10.8	12.3	5.7	7.7	3.7	6.1	10.5	27.8	6.8	0.8	7.5
6	対策の仕方がわからない	0.0	0.0	5.0	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
7	その他	50.0	19.4	40.0	16.7	9.1	15.0	3.5	24.5	11.5	37.0	4.2	10.5	5.1	21.6	0.0	9.0
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 問1で3～5と回答した施設が回答

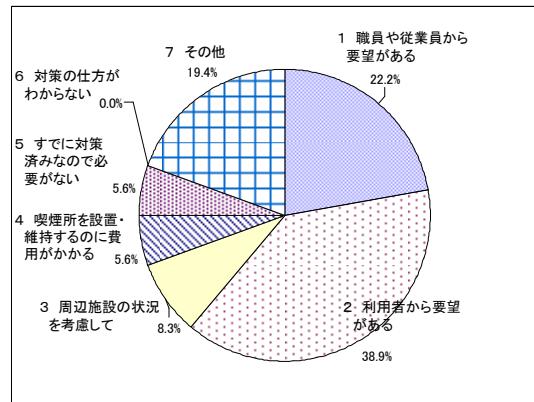
[合計]



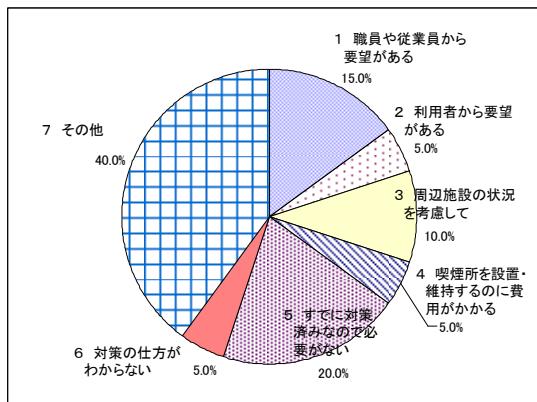
[保健施設]



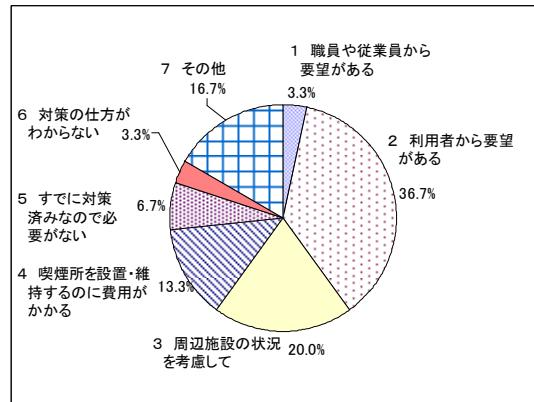
[医療機関]



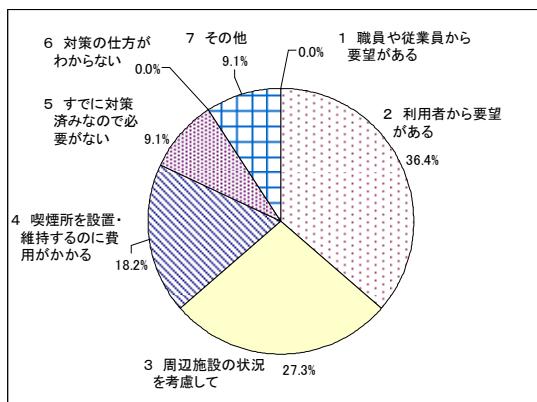
[児童福祉施設]



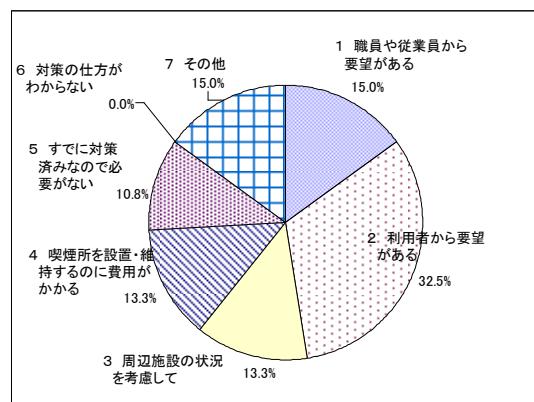
[文化、教育施設]



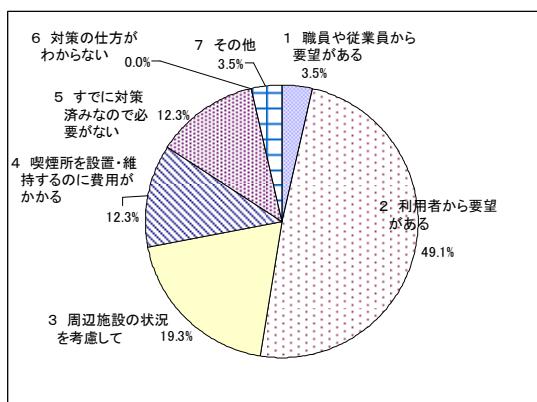
[体育施設]



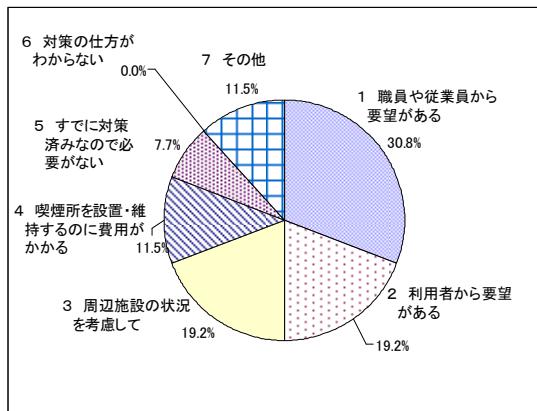
[社会福祉施設]



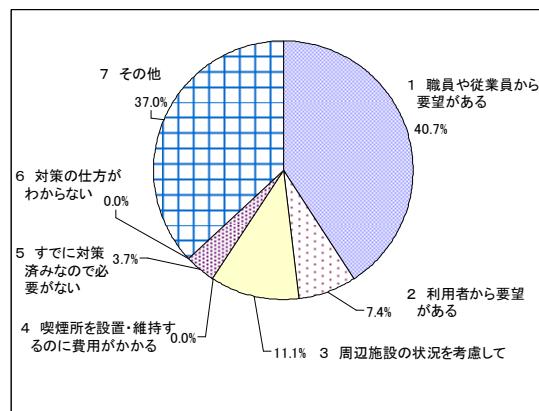
[公衆浴場]



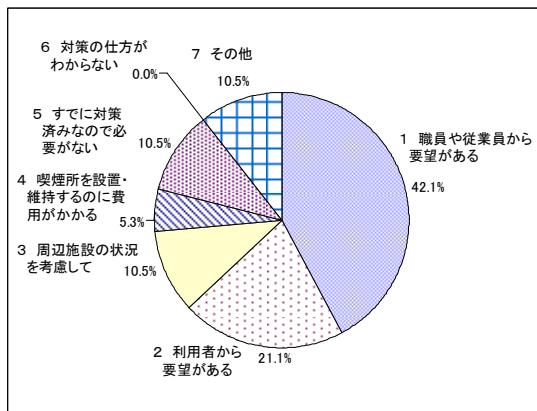
[大学・専門学校]



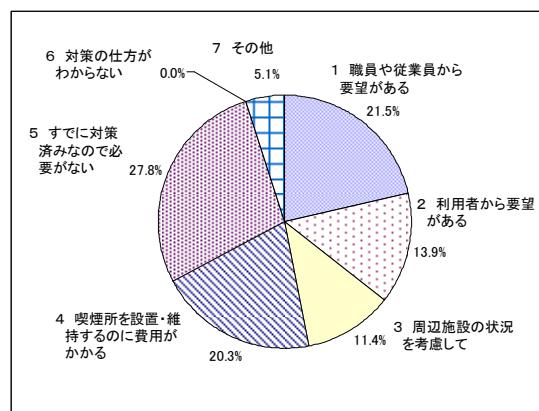
[幼稚園、小学校、中学校、高校等]



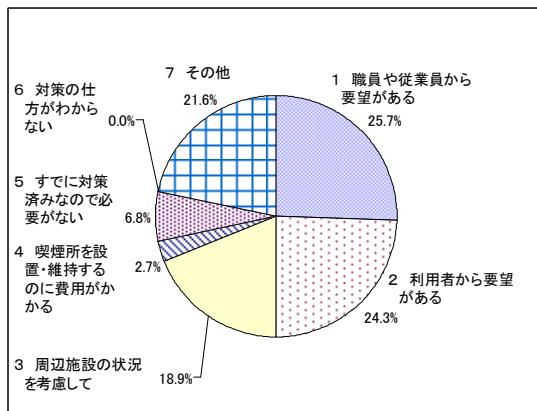
[国の機関]



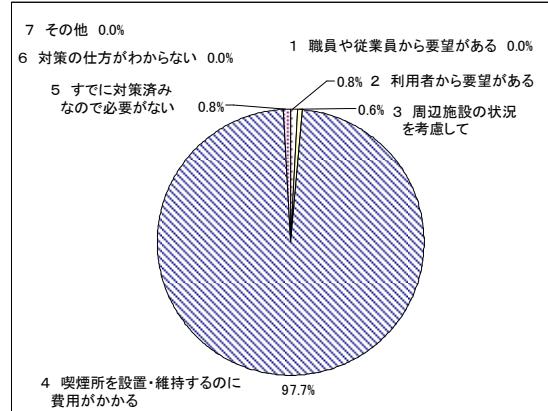
[県庁、県地域機関]



[市町村役場・役所、支所等]



[警察施設]



(2) 今後の受動喫煙防止対策の予定別に集計した、今後の受動喫煙防止対策の予定に関する理由（問2（1）と問2（2）のクロス集計）

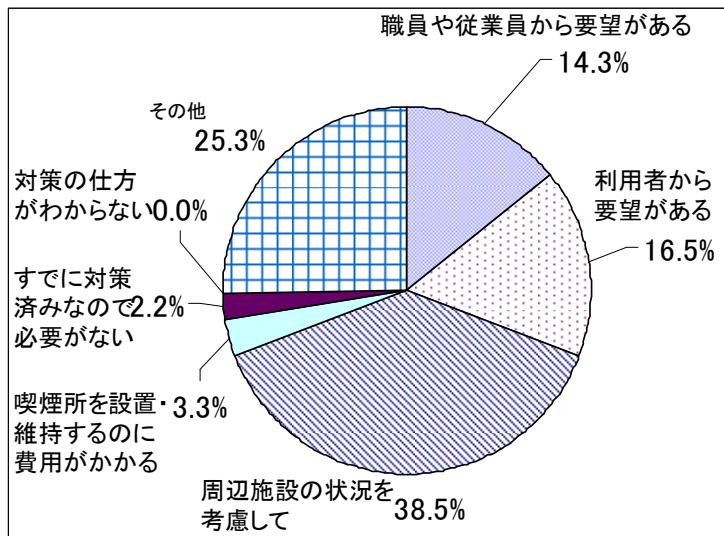
- ・「施設内又は敷地内を禁煙にする」とした理由では、「周辺施設の状況を考慮して」との回答が38.5%と最も多い。
- ・「今の状態を継続する」とした理由では、「喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる」との回答が56.4%と最も多い。
- ・「わからない、その他」とした理由では、「喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる」が24.5%、「利用者から要望がある」が23.6%である。

今後の受動喫煙防止対策の予定と理由（問2（1）と問2（2）のクロス集計）

	問2(1) 問2(2)	1 施設内又は 敷地内を 禁煙にする	2 今の状態を 継続する	3 わからない その他
実数	1 職員や従業員から要望がある	13	65	17
	2 利用者から要望がある	15	100	25
	3 周辺施設の状況を考慮して	35	31	11
	4 喫煙所を設置・維持するのに 費用がかかる	3	369	26
	5 すでに対策済みなので必要が ない	2	59	2
	6 対策の仕方がわからない	0	0	2
	7 その他	23	30	23
	合計	91	654	106

	問2(1) 問2(2)	1 施設内又は 敷地内を 禁煙にする	2 今の状態を 継続する	3 わからない その他
割合	1 職員や従業員から要望がある	14.3	9.9	16.0
	2 利用者から要望がある	16.5	15.3	23.6
	3 周辺施設の状況を考慮して	38.5	4.7	10.4
	4 喫煙所を設置・維持するのに 費用がかかる	3.3	56.4	24.5
	5 すでに対策済みなので必要が ない	2.2	9.0	1.9
	6 対策の仕方がわからない	0.0	0.0	1.9
	7 その他	25.3	4.6	21.7
	合計	100.0	100.0	100.0

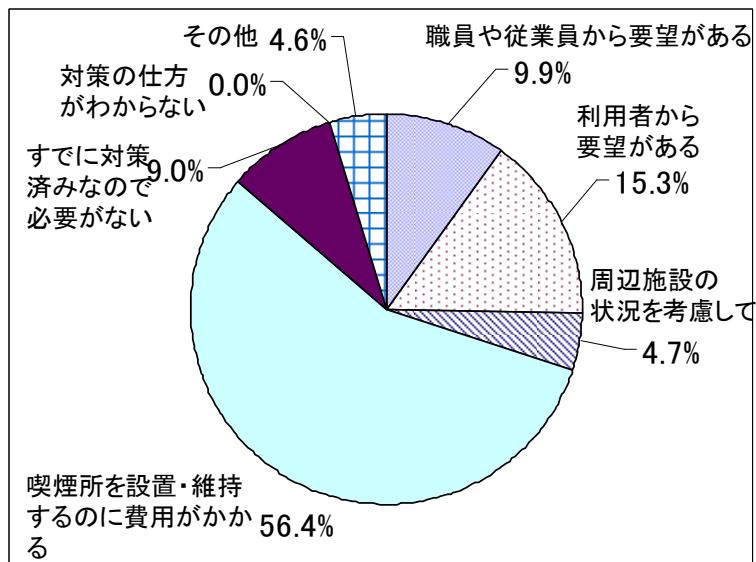
[「施設内又は敷地内を禁煙にする」とした理由]



「その他」の主な内容：

- ・屋外スペースに喫煙可能な場所を設置するため
- ・医療機関の責務として
- ・健康への关心が高まっている

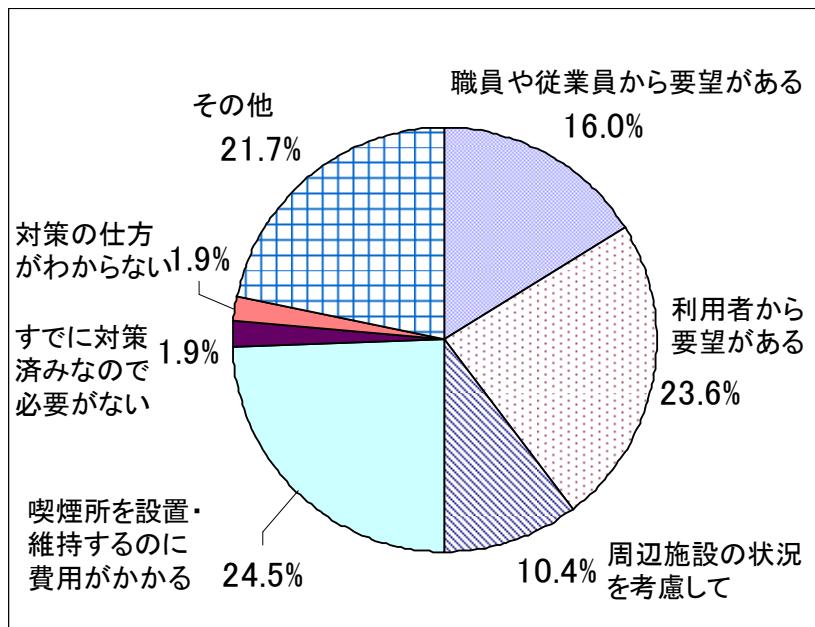
[「今の状態を継続する」とした理由]



「その他」の主な内容：

- ・精神科病院にあってその疾病の特殊性から「分煙」せざるを得ない。但し、職員については施設内禁煙を徹底している。また施設外（屋外）の喫煙エリアについても病棟（病室）からの死角になる場所に設定し、そこ以外の喫煙を禁止している。受動喫煙の防止の観点から、それ以上は望めないと考えている。
- ・療養環境に必要なため。
- ・換気扇の清掃や喫煙室ドア開閉による煙のもれについては窓の開放や換気等で対応している。
- ・喫煙者の入館が減る為。
- ・職員に喫煙者がいない。

[「わからない、その他」とした理由]



その他の主な内容 :

- 通常は人のいない施設であり、使用時ののみの開館である。喫煙場所を設けたが、職員もいなく、不安が残る。
- 施設の都合上、完全分煙のスペースと非完全分煙スペースがある。
- 禁煙対策をするつもりだが、いつするかわからない。
- 利用者の意向を聞いたことはないが喫煙者の楽しみを考慮して・・・
- 園内での禁煙は常識となっている（禁煙等の措置は必要ない）
- 施設で喫煙する人がもともといない。

4 自由意見

- ・ これからは敷地内禁煙が当たり前になっていると思います。
- ・ 使用者の健康管理面からも敷地内禁煙を検討。
- ・ 校地が広く、又駐車場も遠いため敷地内禁煙、施設内禁煙にした場合校務に支障をきたす。
- ・ 喫煙者への禁煙意識の啓発が課題である。
- ・ ご利用者の動向をみながら、今後は全面〈施設内〉禁煙としてゆきたい。
- ・ 当施設は高齢者福祉施設であり、車椅子や押し車使用者、杖歩行者が多く、施設内に喫煙所を設けない訳にいかないのが現状です。
- ・ 現状を考え、喫煙が存在する限り完全分煙の対応が望ましい（屋外喫煙、又はどこかで喫煙されるリスクを考えると）
- ・ 敷地内、施設内ともに禁煙にするとスイガラがどこでも捨てられ非常に危険。客商売をやっていると、防火のことも考えなくてはいけない。マナーの向上は国民的課題と思う。
- ・ 吸われない方にとっては、吸う人の吐く息すら気になるもの。他の先進国のように厳格にしてほしい。
- ・ 精神科医療機関にあって「禁煙」は困難である。
- ・ 喫煙者本人のモラルの問題だけとは言えない、とてもむずかしいことです。が、そのために高額な経費を投資する余裕もないところです。本来敷地内喫煙が理想なのですが。
- ・ 受動喫煙が喫煙者以外の人に対して悪影響を与えることは十分理解しているが、特にアルコール販売を行う飲食店等のサービス産業については売上減少及び設備投資による利益圧迫を引き起こすことが容易に予測されるため、思い切った対策(全館禁煙等)を行うことは難しい。また、行政当局の方向が完全禁煙に動くか、分煙でも良しとするのか見極めてから対応していく予定。
- ・ 市町村では、公共施設が場所によっては禁煙されていない所もあり、県や市町村の公共施設が全て禁煙になれば、社会福祉施設もそれに従って、禁煙強化が進むものと思われます。
- ・ 取り組み事例の紹介を積極的にしてほしい。
- ・ 喫煙所の環境基準が厳しすぎる。基準を満たすためには多額の経費が必要なため、分煙を進める上で障害になっていると思われる。
- ・ 受動喫煙防止の周知が必要。
- ・ 喫煙所設置スペースの確保が大きな課題がある。

III 調査票

新潟県福祉保健部健康対策課

成人保健係あて（送付文不要）

FAX 025（285）8757

受動喫煙防止対策実施状況調査票

施設名				施設番号 (*)
所在地				
電話番号	()	記入担当者	氏名	

* 施設番号は別紙1の対象施設一覧の該当番号をご記入ください。

【問1】貴施設が現在実施している受動喫煙防止対策はどれですか。

あてはまるもの1つに○をつけてください（区分の要件については別紙2参照）。

- 1 敷地内禁煙
- 2 施設内禁煙
- 3 完全分煙（別紙2の要件を満たす分煙）
- 4 不完全分煙（別紙2の要件を満たさない分煙）
- 5 対策なし

【問2】問1で3～5に該当する施設についてお聞きします。

（1）受動喫煙防止対策に関する今後の予定について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 施設内又は敷地内を禁煙にする
- 2 今の状態を継続する
- 3 わからない 又は その他（ ）

（2）その理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 職員や従業員から要望がある | 5 すでに対策済みなので必要がない |
| 2 利用者から要望がある | 6 対策の仕方がわからない |
| 3 周辺施設の状況を考慮して | 7 その他（ ） |
| 4 喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる | |

【問3】受動喫煙防止対策に関して、御意見などがあればお書きください。

別紙1

受動喫煙防止対策実施状況調査

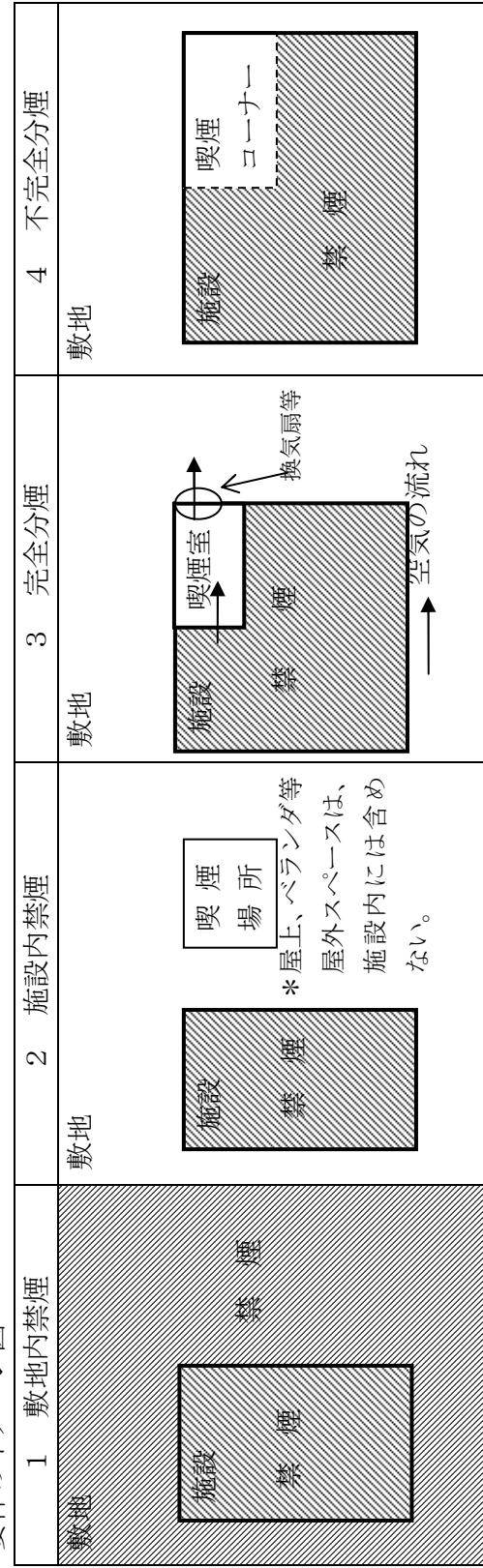
対象施設一覧

施設番号	施設分類	対象施設
1	保健施設	市町村保健センター
2	医療機関	病院等
3	児童福祉施設	保育所、児童館等
4	文化施設 教育施設（学校除く）	文化会館、市民会館・、公民館、図書館、美術館、博物館、資料館等
5	体育施設	体育館、体育施設の管理事務所等
6	社会福祉施設	老人福祉施設、身体障害者・知的障害者福祉施設 精神障害者社会復帰施設等
7	公衆浴場	日帰り温泉施設
8	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校等
9	官公庁	国の機関 県庁、県地域機関、その他上記のいずれにも該当しない県立施設 市町村役所・役場、市町村支所・出張所

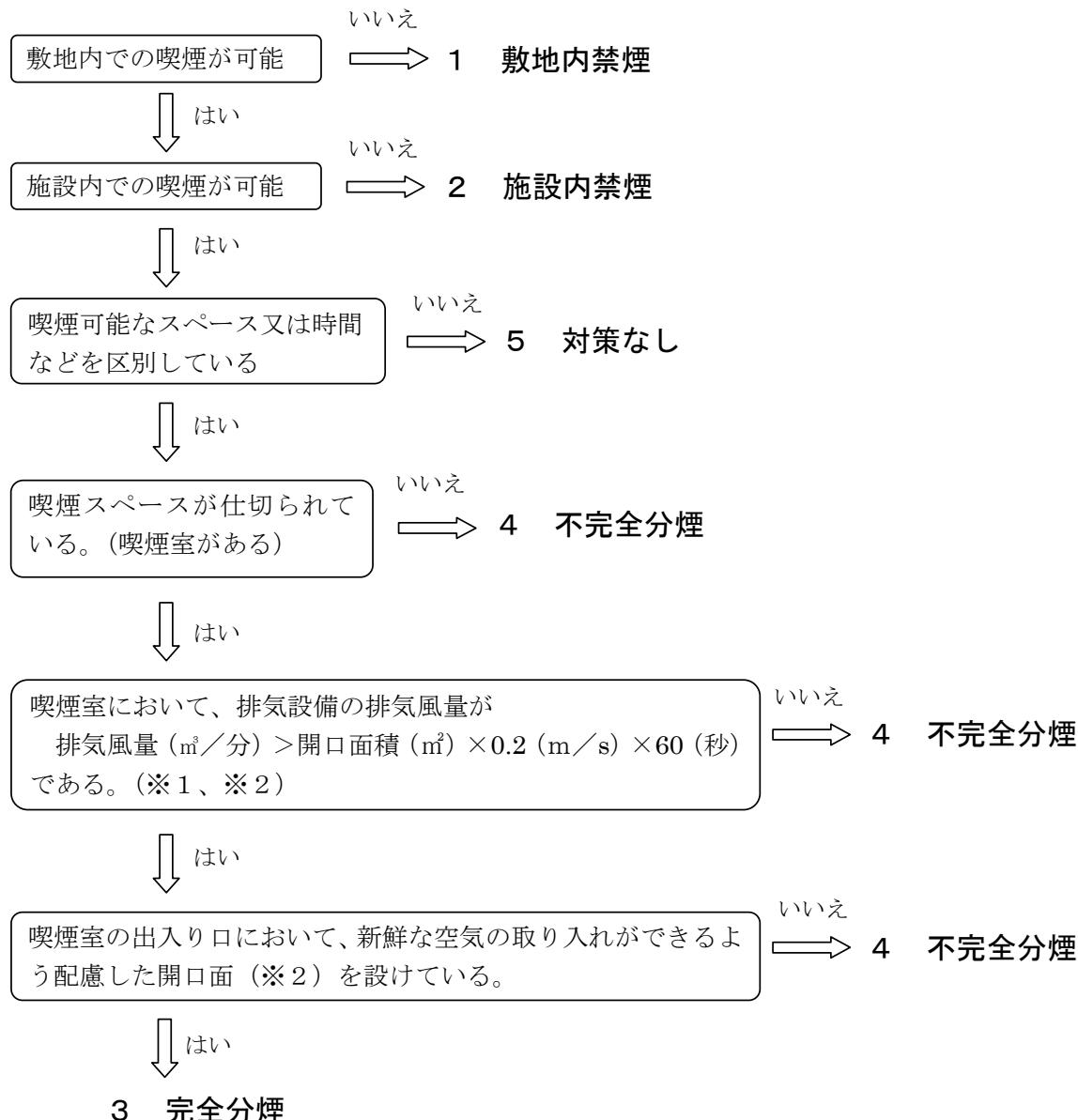
禁煙・分煙の区分について

区分		要件	
1	敷地内禁煙	<input type="checkbox"/> 敷地内（施設内を含む）全てにおいて喫煙を禁止している。	
2	施設内禁煙	<input type="checkbox"/> 施設内全てにおいて喫煙を禁止している。（屋上、ベランダ等屋外スペースは、施設内には含めない。）	
3	完全分煙	<p>次の3つの要件をすべて満たしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 施設内に喫煙室を設置し、喫煙室内でのみ喫煙を許可している。（施設内のその他の場所では禁煙としている。）</p> <p><input type="checkbox"/> 喫煙室において、たばこの煙を屋外に排出するためには十分な排気風量（※）を有する排気装置（換気扇、天井排気装置）を設置している。</p> <p>※ 十分な排気風量とは、喫煙室の出入り口において非喫煙場所から喫煙室へ向かう0.2m／秒以上の空気の流れをつくるために必要な排気風量であり、具体的には、排気装置の排気風量（m³/分）がドアや入り口などの開口面積（m²）×0.2 (m/s) × 60 (秒)よりも大きい状態を言う。</p> <p><input type="checkbox"/> 喫煙室の出入り口において、新鮮な空気の取り入れができるよう配慮した開口面を設けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域を設置している。（3完全分煙に該当しない喫煙室も含む）</p>	
4	不完全分煙	<p>注1) 禁煙場所には、灰皿及び喫煙対策目的の空気清浄機を設置していないこと。</p> <p>注2) 喫煙室とは、独立した部屋又は独立した部屋でなくとも非喫煙場所との境界において出入り口以外は完全に仕切られているものとする。</p>	

要件のイメージ図



受動喫煙防止対策 区分判定フローチャート



*1 喫煙室に設置された排気装置の能力は、機器により異なりますので、付属の説明書等で確認するか、製造メーカー等にお問合せください。

*2 開口面とは、常に開口しているもののほか、ドアなどにより一時的に開口するものも含みます。